

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	青森県西岸南部沖GPS波浪計撤去工事
工 事 概 要	本工事は、青森県西岸南部沖GPS波浪計（係留設備含む）の撤去を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官青森港湾事務所長 田澤 稔幸 東北地方整備局青森港湾事務所 青森県青森市本町3-6-34
契 約 年 月 日	令和3年7月6日
契 約 業 者 名	株式会社細川産業
契 約 業 者 の 住 所	青森県青森市勝田二丁目23番12号
契 約 金 額	26,400,000円（税込み）
予 定 価 格	26,521,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工 事 場 所	青森県西岸南部沖 GPS 波浪計位置 北緯40° 46' 54"、東経139° 56' 15" 設置水深125m
工 事 種 別	港湾工事
履 行 期 間 （ 自 ）	令和3年7月6日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和3年10月15日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随意契約理由書

1. 件 名 青森県西岸南部沖GPS波浪計撤去工事

2. 随意契約の相手方 株式会社 細川産業

3. 随意契約理由

本工事は、青森県西岸南部沖に設置しているGPS波浪計の係留索が著しく摩耗し、係留索の破断によるGPS波浪計の流出に伴う一般航行船舶との衝突被害を未然に防ぐことを目的として、当該GPS波浪計、係留索及びアンカーの撤去を行うものである。

本工事は、令和3年4月に一般競争に付したところ、競争参加資格申請書の提出が1者あったが、起重機船の確保が困難との理由により、入札参加の辞退届の提出があり、入札者がなく、不調となったものである。

本工事の目的であるGPS波浪計の流出に伴う一般航行船舶との衝突被害を未然に防ぐためには、摩耗している係留索の破断の危険性が推定されている令和3年11月までに、当該GPS波浪計、係留索及びアンカーの撤去を確実に終える必要がある。

今般の不調を受け、再度、一般競争に付した場合には、摩耗している係留索の破断の危険性が推定される令和3年11月までに、本工事海域の気象海象条件を踏まえ検討した結果、必要な工事期間を確保することができないと判明した。

一方、工事海域周辺（青森県内・秋田県内・岩手県内・山形県内・北海道内）において、起重機船（250t～400t吊り）の在场状況を確認したところ、株式会社細川産業所有の「てっかい丸」のみが使用可能であることが確認された。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社細川産業と随意契約を行うものである。

以 上